

日立市部課並びに行政機関等設置条例の一部を改正する条例の制定について

日立市部課並びに行政機関等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月1日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

地方自治法の規定に基づく出張所を設置するため、本条例を制定するものであります。

日立市部課並びに行政機関等設置条例の一部を改正する条例

日立市部課並びに行政機関等設置条例（昭和34年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「支所」を「支所及び出張所」に改め、同条に次の1項を加える。

3 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
日立市役所日立駅前出張所	日立市幸町1丁目 16番1号	日立市の区域

附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。